

十九八七	六五四	三二一	人基年〇 向づ財個財 平開務省人向 成國債令第告 二十債的六示 十八發行二國債第 八年行三十債的三 十条二件八年行百 二月九等十一年行五 財務大臣一月十号 月十五日五条第 のと十五日十四号 麻生太郎行四項規 おり告示する省令 告示する告示行 し定期に規定す たり定に個に四
初利発発 期率行行 利価日 子格	振額最低 替単額 面金	發行額 及適 の 用 等 振 替 條 項 及 び 法 項 及 び の 適 そ 拠 記	名 称 及 び 根 拠 記
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十八数又の 支次九五百八倍は規 払の年パ円年の記定 う算五十に十金録に 。式月セつ一額はよ たに十ンき月に、る だよ五ト百十によ最振 しり日円五る低替 、算をも額口 支出支も額面座 払し払と金簿	一百額の定以律社 万八面振の下へ平 円十金替適「平成 六額機適用振株 万で機関を替式 円四は受法」十三 百日受けと法律 三本銀ものいう振 十三銀行のと 億とし。」の 五千する、の 三千。そ規	一百額の定以律社 万八面振の下へ平 円十金替適「平成 六額機適用振株 万で機関を替式 円四は受法」十三 百日受けと法律 三本銀ものいう振 十三銀行のと 億とし。」の 五千する、の 三千。そ規	一百額の定以律社 万八面振の下へ平 円十金替適「平成 六額機適用振株 万で機関を替式 円四は受法」十三 百日受けと法律 三本銀ものいう振 十三銀行のと 億とし。」の 五千する、の 三千。そ規

十一

十
六
五
四
三
二

期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

後第二期以
利子

の中払
取途込
扱換場
い金所
払償還
込還期
日額限

(二)

(一) 式次行九年五月十五日及び十
九年五月十五日以後に於いて、各支
付日を支払期とし、各支払期にお
ける利子を支払う。前六月間に属す
日中平額面金額三十一年十一月十五
年平成二十八年十一月十五日又は支店
換金の買取りは、平成二十一年十一月十五
年平成二十九年十一月十五日又は支店
換金の買取りは、平成二十九年十一月十五
年平成三十一年五月十五日以後に於いて、各支
付日を支払期とし、各支払期にお
ける利子を支払う。

まことに、その買取金額は、
までの間の場合額面金額+経過利子に相当す
る金額× $\frac{79.685}{100}$ +第二期利子
に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$)

の場合は、額面金額+経過利子に相当す
る金額-利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号））

(一) 金そのす個一をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の受
額れ買人月有た害八助る当定二和特が、信一項の相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）
平とぞ取こ向十すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）
すれ金とけ五るき発（一）市市五十区又亡契に規定期に規定する特定障害者扶養信託契約の受
るの額が国日者に生に昭ののに十二をはし約を平成二十一年法律（昭和二十五年法律第七十三号）
。算はで債前がはしよ和区区あ二年含み、そたの受益者特定に規定する特定障害者扶養信託契約の受
式に、きるも中成個該助二おくは十いは、九十六地方する市町村（昭和二十五年法律第七十三号）
により算出次区分に応じ、そ求該十債かる百害と又の（昭和二十五年法律第七十三号）
十九年五月十五日か

払元利金所支

(二) 平成二十九年十一月十五日
 前回の場合は、金額 + 経過利息に相当する額を、
 初期利息に相当する額を、

$$\text{相当する金額} = (\text{初期利息} \times \frac{79.685}{100}) + \text{経過利息}$$

平成二十九年五月十五日前
 の場合、金額 + 経過利息に相当する額を、
 初期利息に相当する額を、

$$\text{相当する金額} = \text{初期利息} + (\text{初期利息} \times \frac{79.685}{100})$$